

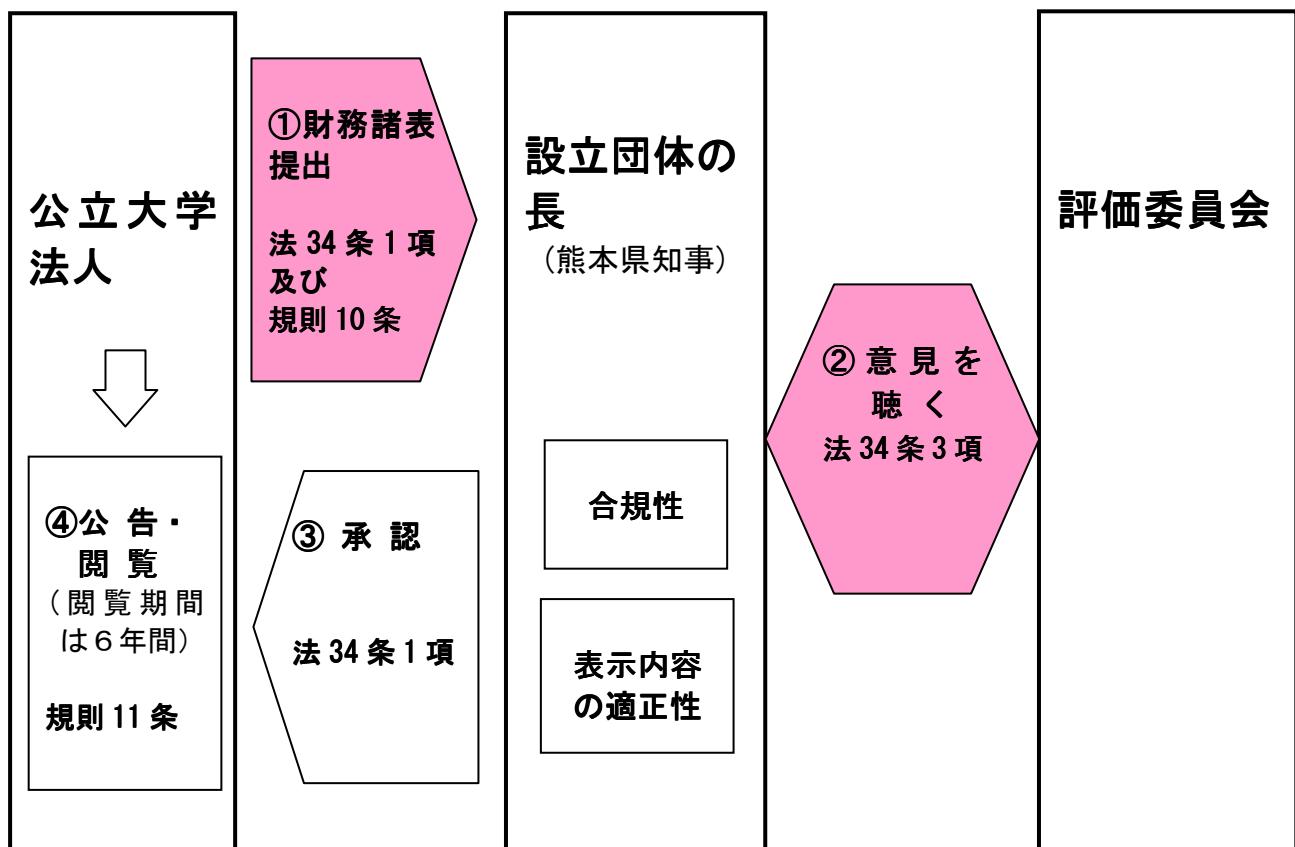
財務諸表の承認の概要

1 趣 旨

公立大学法人熊本県立大学は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）及び公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（以下「規則」という。）に基づき各事業年度における財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に熊本県知事に提出し、その承認を受けなければならない。

熊本県知事が財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴く必要があり、今回、法人から提出のあった平成22年度の財務諸表に関する意見を伺うもの。

2 手続に係るイメージ図



【参考】

地方独立行政法人法

(財務諸表等)

- 第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第99条第8号において同じ。）を付けなければならない。
- 3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(財務諸表)

- 第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年総務省告示第221号)に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

- 第11条 法第34条第4項の規則で定める期間は、6年とする。

財務諸表の承認に係る事務局における確認について

1 確認の方針

事務局において、国立大学法人に係る財務諸表の承認の考え方に関する「合規性の遵守」と「表示内容の適正性」の観点から確認を行う。

なお、財務諸表の数値については、監事及び会計監査人の監査の対象となっているため、主要な計数等について確認を行う。

2 確認の内容

①合規性の遵守

チェック項目	確認の結果
1 提出期限は遵守されたか	法定期限の6月末までに提出された。
2 必要な書類はすべて提出されたか ・地方独立行政法人法第34条 ・公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第10条	次の書類の提出があった。 ①財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書） ②決算報告書 ③事業報告書 ④監事及び会計監査人の意見書（監査報告書）
3 監事及び会計監査人の監査報告書に財務諸表の承認にあたり考慮すべき事項はないか	監事及び会計監査人の監査報告書において、考慮すべき意見はなかった。

②表示内容の適正性

チェック項目	確認の結果
1 記載すべき項目について明らかな遺漏はないか	表示科目、会計方針、注記等について、明らかな遺漏がないことを確認した。
2 計数は整合しているか	合計等の基本的な計数について、整合を確認した。
3 書類相互間における数値の整合はとれているか	主要表と附属明細書相互間における整合等、書類相互間における数値の整合を確認した。
4 運営交付金に係る会計処理は適正か	収益化の基準に基づき、運営費交付金債務の全額が収益化されていることを確認した。

3 確認結果

「合規性の遵守」「表示内容の適正性」について、特段の問題点は見受けられなかった。